別表第三〇類の注2を次のように改める。

2　第三〇・〇二項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（ＭＡＢ）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン（ＩＦＮ）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（ＴＮＦ）、成長因子（ＧＦ）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（ＣＳＦ）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第二九・三七項の物品を除く。）をいう。

別表第三〇・〇二項中「変性免疫産品（」を「免疫産品（変性したものであるかないか又は」に改める。

別表第三七〇二・五一号を削り、同表第三七〇二・五二号中「で、長さが一四メートルを超えるもの」を「のもの」に改める。

別表第三七・〇二項中

「	三七〇二・九一	幅が一六ミリメートル以下のもの	無税
	三七〇二・九三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	無税
	三七〇二・九四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
	三七〇二・九五	幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税 」

を

「	三七〇二・九六	幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	無税
	三七〇二・九七	幅が三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
	三七〇二・九八	幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税 」

に改める。

別表第三八類の注3(d)中「修正液」の下に「及び修正テープ（第九六・一二項のものを除く。）」を加え、同注に次のように加える。

7　第三八・二六項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

別表第三八類の号注1中「ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）」の下に「、四・六―ジニトロ―オルト―クレゾール（ＤＮＯＣ（ＩＳＯ））及びその塩」を、「ペンタクロロフェノール（ＩＳＯ）」の下に「並びにその塩及びエステル」を加え、「並びに二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）」を「、二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）並びにその塩及びエステル」の下に「並びにトリブチルすず化合物」を加え、同号注1に次のように加える。

第三八〇八・五〇号には、ベノミル（ＩＳＯ）、カルボフラン（ＩＳＯ）及びチラム（ＩＳＯ）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

別表第三八・二五項の次に次の一項を加える。

三八・二六		
三八二六・〇〇	バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	四・六％

別表第四一〇一・二〇号中「原皮（」の下に「スプリットしてないもので、」を加える。

別表第四二類の注中3を4とし、同注2(A)中「1」を「2」に改め、同注中2を3とし、1を2とし、同注に1として次のように加える。

1　この類において「革」には、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。

別表第四二〇二・一一号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・二一号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に、「革製又はパテントレザー製」を「革製」に改め、同表第四二〇二・三一号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・九一号中「、コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に改める。

別表第四四類の号注中1を2とし、同号注に1として次のように加える。

1　第四四〇一・三一号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が二五ミリメートル以下で、長さが一〇〇ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。

別表第四四・〇一項中

「	四四〇一・三〇	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）	無税

を

「	四四〇一・三一	木質ペレット	無税
	四四〇一・三九	その他のもの	無税 」

に改める。

別表第四四・〇三項、第四四・〇七項、第四四・〇八項及び第四四・一二項中「号注1」を「号注2」に改める。

別表第四七〇六・九三号中「セミケミカルパルプ」を「機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの」に改める。

別表第四八類の注2(p)中「がん具」を「玩具」に改め、「及び第九六類の物品（例えば、ボタン）」を削り、同注2に次のように加える。

(q)　第九六類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）

別表第四八類の号注3中「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）」とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）」を「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）」に、「中しん試験」を「中芯試験」に改め、同号注4中「セミケミカルパルプ工程」を「機械的及び化学的工程の組合せ」に、「中しん試験」を「中芯試験」に改める。

別表第四八〇八・〇五項中「中しん原紙」を「中芯原紙」に改める。

別表第四八〇八・二〇号及び第四八〇八・三〇号を削り、同表第四八〇八・一〇号の次に次の一号を加える。